

# 名古屋市地域防災計画

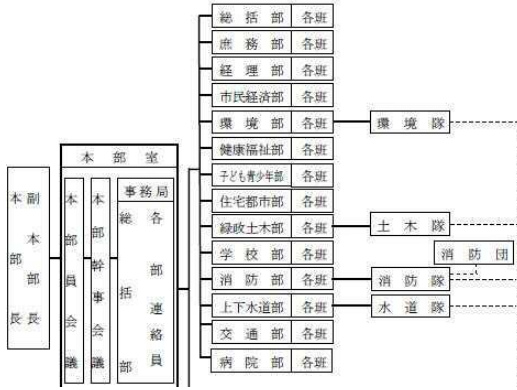
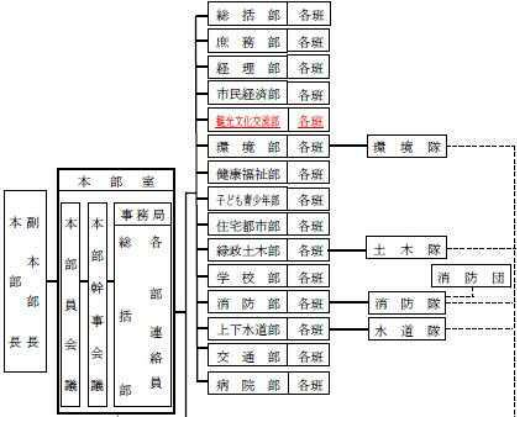
— 地震災害対策計画編 —

<平成28年6月・修正案>

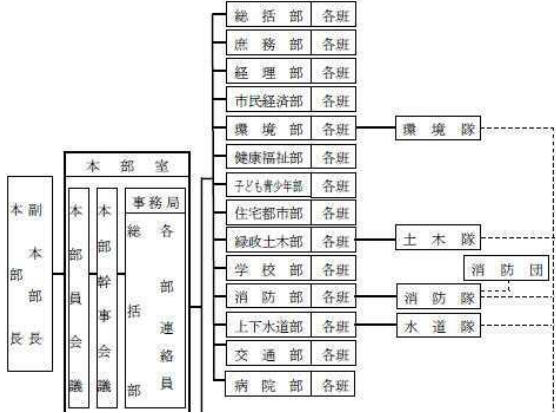
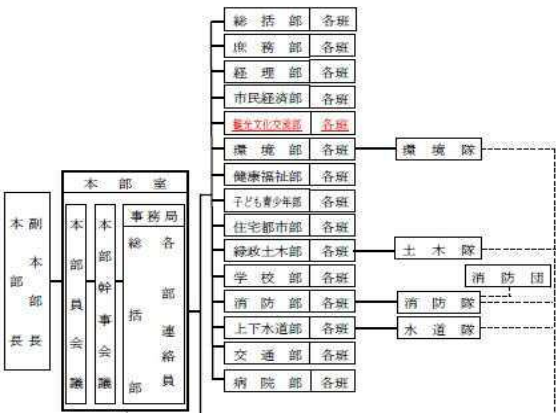
名古屋市防災会議



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
47	14	<p>第1章 災害応急対策計画                      第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営                      第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項                      1～3 略                      4 地震災害警戒準備本部の設置                      (1)～(4) 略                      (5) 準備本部組織図                      図中</p>  <p>5 無線の開局と機能の点検・確認                      防災行政無線、消防無線、<u>上下水道局無線</u>及び交通無線の各無線局を開局し、各基</p>	<p>第1章 災害応急対策計画                      第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営                      第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項                      1～3 略                      4 地震災害警戒準備本部の設置                      (1)～(4) 略                      (5) 準備本部組織図                      図中</p>  <p>5 無線の開局と機能の点検・確認                      防災行政無線、消防無線、<u>上下水道局MCA無線</u>及び交通無線の各無線局を開局</p>	<p>組織の改正</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<p>地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。</p> <p>第2 地震災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置の通知</p> <table border="1" data-bbox="416 520 976 826"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>庁内放送、無線ファクシミリ、ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関を通じて公表</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略	略	略	区本部	庁内放送、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略	略	略	略	住民	報道機関を通じて公表	略	略	略	略	<p>し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。</p> <p>第2 地震災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置の通知</p> <table border="1" data-bbox="1039 520 1599 826"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略	略	略	区本部	災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ	略	略	略	略	住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	略	略	略	略	<p>対策の整理</p>
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																						
略	略	略																																						
区本部	庁内放送、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略																																						
略	略	略																																						
住民	報道機関を通じて公表	略																																						
略	略	略																																						
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																						
略	略	略																																						
区本部	災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ	略																																						
略	略	略																																						
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	略																																						
略	略	略																																						
		<p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図</p> 	<p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図</p> 	<p>組織の改正</p>																																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																		
		<p>2 略</p> <p>3 本部員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="465 520 1003 619"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略、市民経済局長、環境局長、略</td> </tr> </table> <p>◎ 別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略</p> <p>2 個別事項</p> <table border="1" data-bbox="416 815 1003 1098"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">庶務部</td> <td rowspan="6">略</td> <td rowspan="6">略</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td><u>6 外国人の支援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>8</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>9</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>10</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>11 略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="416 1102 1003 1185"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	本部員				略、市民経済局長、環境局長、略				略				略				庶務部	略	略	1～5 略	<u>6 外国人の支援に関すること</u>	<u>7</u> 略	<u>8</u> 略	<u>9</u> 略	<u>10</u> 略				11 略	略				市民経済部	略	略	略	<p>2 略</p> <p>3 本部員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="1088 520 1626 619"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略、市民経済局長、<u>観光文化交流局長</u>、環境局長、略</td> </tr> </table> <p>◎ 別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略</p> <p>2 個別事項</p> <table border="1" data-bbox="1039 815 1626 1098"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">庶務部</td> <td rowspan="6">略</td> <td rowspan="6">略</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>7</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>8</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>9</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td><u>10 男女平等参画に関すること</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>11 略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1039 1102 1626 1185"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1039 1190 1626 1329"> <tr> <td><u>観光文化交流部</u></td> <td><u>観光文化交流局</u></td> <td><u>観光文化交流局長</u></td> <td><u>1 所管施設の地震防災応急対策に関すること</u> <u>2 外国人の支援に関すること</u> <u>3 その他地震防災応急対策に関すること</u></td> </tr> </table>	本部員				略、市民経済局長、 <u>観光文化交流局長</u> 、環境局長、略				略				略				庶務部	略	略	1～5 略	<u>(削除)</u>	<u>6</u> 略	<u>7</u> 略	<u>8</u> 略	<u>9</u> 略				<u>10 男女平等参画に関すること</u>				11 略	略				市民経済部	略	略	略	<u>観光文化交流部</u>	<u>観光文化交流局</u>	<u>観光文化交流局長</u>	<u>1 所管施設の地震防災応急対策に関すること</u> <u>2 外国人の支援に関すること</u> <u>3 その他地震防災応急対策に関すること</u>	<p style="text-align: center;">組織の改正</p>
本部員																																																																																						
略、市民経済局長、環境局長、略																																																																																						
略																																																																																						
略																																																																																						
庶務部	略	略	1～5 略																																																																																			
			<u>6 外国人の支援に関すること</u>																																																																																			
			<u>7</u> 略																																																																																			
			<u>8</u> 略																																																																																			
			<u>9</u> 略																																																																																			
			<u>10</u> 略																																																																																			
			11 略																																																																																			
略																																																																																						
市民経済部	略	略	略																																																																																			
本部員																																																																																						
略、市民経済局長、 <u>観光文化交流局長</u> 、環境局長、略																																																																																						
略																																																																																						
略																																																																																						
庶務部	略	略	1～5 略																																																																																			
			<u>(削除)</u>																																																																																			
			<u>6</u> 略																																																																																			
			<u>7</u> 略																																																																																			
			<u>8</u> 略																																																																																			
			<u>9</u> 略																																																																																			
			<u>10 男女平等参画に関すること</u>																																																																																			
			11 略																																																																																			
略																																																																																						
市民経済部	略	略	略																																																																																			
<u>観光文化交流部</u>	<u>観光文化交流局</u>	<u>観光文化交流局長</u>	<u>1 所管施設の地震防災応急対策に関すること</u> <u>2 外国人の支援に関すること</u> <u>3 その他地震防災応急対策に関すること</u>																																																																																			

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考				
		環境部	略	略	略	環境部	略	略	略					
		略				略								
48	28	第3節 地震防災応急対策の防災活動体制 略 ◎別図 1-3-1 参集指令伝達系統図 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日及び勤務時間外</span> 図中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">非常連絡員</td> <td style="width: 50%;">略 市民経済局 環境局 略</td> </tr> </table>				非常連絡員	略 市民経済局 環境局 略	第3節 地震防災応急対策の防災活動体制 略 ◎別図 1-3-1 参集指令伝達系統図 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日及び勤務時間外</span> 図中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">非常連絡員</td> <td style="width: 50%;">略 市民経済局 <span style="color: red;">観光文化交流局</span> 環境局 略</td> </tr> </table>				非常連絡員	略 市民経済局 <span style="color: red;">観光文化交流局</span> 環境局 略	組織の改正
非常連絡員	略 市民経済局 環境局 略													
非常連絡員	略 市民経済局 <span style="color: red;">観光文化交流局</span> 環境局 略													
49	33	第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1～4 略 第5 帰宅困難者対策 その対策については以下のとおりとする。 1 事前対策 (1)～(3) 略 (4) 国、地方公共団体、関係事業所等は、 <span style="color: red; text-decoration: underline;">都市再生緊急整備地域において、</span> 人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、 <span style="color: red; text-decoration: underline;">退避経路、退避施設、備蓄</span>				第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1～4 略 第5 帰宅困難者対策 その対策については以下のとおりとする。 1 事前対策 (1)～(3) 略 (4) 国、地方公共団体、関係事業所等は、 <span style="color: red; text-decoration: underline;">(削除)</span> 人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、 <span style="color: red; text-decoration: underline;">(削除)</span> 都市再生安全確保計画等 <span style="color: red; text-decoration: underline;">等</span> の作成に努め、官民連				標記の整理				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域の安全確保策を進めるものとする。</u></p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第6 消防・水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 消防対策</p> <p>(1)、(2)</p> <p>(3) 出動体制の確立</p> <p>ア 略</p> <p>イ 車両及び資機材の点検等</p> <p><u>タンク</u>付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を積載する。</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	<p>携による<u>(削除)</u>安全確保策を進めるものとする。<u>なお、名古屋駅周辺地区においては、「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、一時退避場所、退避施設等の確保を始めとする、必要な安全確保策を実施する。</u></p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第6 消防・水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 消防対策</p> <p>(1)、(2)</p> <p>(3) 出動体制の確立</p> <p>ア 略</p> <p>イ 車両及び資機材の点検等</p> <p><u>水槽</u>付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を積載する。</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	<p>文言の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1～5 略</p> <p>6 放送関係</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p> <p>また、警戒宣言時、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p><u>中部日本放送株式会社</u>、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知及び株式会社エフエム名古屋</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 放送関係</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p> <p>また、警戒宣言時、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p><u>株式会社CBCテレビ</u>、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知及び株式会社エフエム名古屋</p>	<p>組織の改正</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
		<p>についても市に対する協力に関し、上記協会に準ずるものとする。</p> <p>第9～第11 略</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 県公安委員会</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通規制の内容</p> <p>略</p> <p>(7) 緊急交通路の確保</p> <p>a 第1次</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 強化地域周辺規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>鳥居松北</td> <td>略</td> <td>春日井市瑞穂通1丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>新大橋南</td> <td>略</td> <td>瀬戸市共栄通3丁目</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>略</td> <td>瀬戸市共栄通1丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	略				鳥居松北	略	春日井市瑞穂通1丁目	南進	略				新大橋南	略	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進	東本町	略	瀬戸市共栄通1丁目	南進	略				<p>についても市に対する協力に関し、上記協会に準ずるものとする。</p> <p>第9～第11 略</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 県公安委員会</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通規制の内容</p> <p>略</p> <p>(7) 緊急交通路の確保</p> <p>a 第1次</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 強化地域周辺規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>瑞穂通5丁目</td> <td>略</td> <td>春日井市瑞穂通5丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>新共栄橋南</td> <td>略</td> <td>瀬戸市共栄通3丁目</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>略</td> <td>瀬戸市西本町1丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	略				瑞穂通5丁目	略	春日井市瑞穂通5丁目	南進	略				新共栄橋南	略	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進	東本町	略	瀬戸市西本町1丁目	南進	略				<p>時点の修正</p>
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																									
略																																																												
鳥居松北	略	春日井市瑞穂通1丁目	南進																																																									
略																																																												
新大橋南	略	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進																																																									
東本町	略	瀬戸市共栄通1丁目	南進																																																									
略																																																												
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																									
略																																																												
瑞穂通5丁目	略	春日井市瑞穂通5丁目	南進																																																									
略																																																												
新共栄橋南	略	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進																																																									
東本町	略	瀬戸市西本町1丁目	南進																																																									
略																																																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																													
		<p style="text-align: center;">b 略</p> <p style="text-align: center;">(イ) 広域交通規制</p> <p style="text-align: center;">広域交通規制道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">国 道</td> <td>1号、19号、22号、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高速道路</td> <td style="text-align: center;"><u>中央自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>名神高速道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東名高速道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東海北陸自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>名古屋高速道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東海環状自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>伊勢湾岸自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東名阪自動車道</u></td> </tr> </table>	国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号	高速道路	<u>中央自動車道</u>	<u>名神高速道路</u>	<u>東名高速道路</u>	<u>東海北陸自動車道</u>	<u>名古屋高速道路</u>	<u>東海環状自動車道</u>	<u>伊勢湾岸自動車道</u>	<u>東名阪自動車道</u>	<p style="text-align: center;">b 略</p> <p style="text-align: center;">(イ) 広域交通規制</p> <p style="text-align: center;">広域交通規制道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">国 道</td> <td>1号、19号、22号、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 速 道 路 等</td> <td style="text-align: center;"><u>中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中央自動車道西宮線（名神高速道路）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一東海自動車道（東名高速道路）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東海北陸自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>名古屋高速道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東海環状自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国道 302 号（伊勢湾岸道）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>近畿自動車道（東名阪自動車道）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>名古屋第二環状自動車道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知多半島道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南知多道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知多横断道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中部国際空港連絡道路</u></td> </tr> </table>	国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号	高 速 道 路 等	<u>中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）</u>	<u>中央自動車道西宮線（名神高速道路）</u>	<u>第一東海自動車道（東名高速道路）</u>	<u>東海北陸自動車道</u>	<u>名古屋高速道路</u>	<u>東海環状自動車道</u>	<u>第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）</u>	<u>国道 302 号（伊勢湾岸道）</u>	<u>近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）</u>	<u>近畿自動車道（東名阪自動車道）</u>	<u>名古屋第二環状自動車道</u>	<u>知多半島道路</u>	<u>南知多道路</u>	<u>知多横断道路</u>	<u>中部国際空港連絡道路</u>	<p>標記の整理</p>
国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号																																
高速道路	<u>中央自動車道</u>																																
	<u>名神高速道路</u>																																
	<u>東名高速道路</u>																																
	<u>東海北陸自動車道</u>																																
	<u>名古屋高速道路</u>																																
	<u>東海環状自動車道</u>																																
	<u>伊勢湾岸自動車道</u>																																
	<u>東名阪自動車道</u>																																
国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号																																
高 速 道 路 等	<u>中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）</u>																																
	<u>中央自動車道西宮線（名神高速道路）</u>																																
	<u>第一東海自動車道（東名高速道路）</u>																																
	<u>東海北陸自動車道</u>																																
	<u>名古屋高速道路</u>																																
	<u>東海環状自動車道</u>																																
	<u>第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）</u>																																
	<u>国道 302 号（伊勢湾岸道）</u>																																
	<u>近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）</u>																																
	<u>近畿自動車道（東名阪自動車道）</u>																																
	<u>名古屋第二環状自動車道</u>																																
	<u>知多半島道路</u>																																
	<u>南知多道路</u>																																
	<u>知多横断道路</u>																																
<u>中部国際空港連絡道路</u>																																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 バス</p> <p>(1) 名古屋市営バス</p> <p>ア 東海地震注意情報受領時</p> <p>(ア) 警戒態勢</p> <p>a 運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する</p> <p>b 略</p> <p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>イ 警戒宣言時</p> <p>(ア) 警戒態勢</p> <p>a 運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する。</p>	<p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 バス</p> <p>(1) 名古屋市営バス</p> <p>ア 東海地震注意情報受領時</p> <p>(ア) 警戒態勢</p> <p>a 運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する</p> <p>b 略</p> <p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>イ 警戒宣言時</p> <p>(ア) 警戒態勢</p> <p>a 運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する。</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																												
		略 b 略 (イ)～(ウ) 略 (2) 略 4 略 第13～第15 略 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置	略 b 略 (イ)～(ウ) 略 (2) 略 4 略 第13～第15 略 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置	組織の改正																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>市長室</td> <td>名古屋国際センター (会議室等)</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管		施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						市長室	名古屋国際センター (会議室等)	休館		休館		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><del>(削除)</del></td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						<del>(削除)</del>					
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時				警戒宣言時																																										
		対応	備考	対応	備考																																											
略																																																
市長室	名古屋国際センター (会議室等)	休館		休館																																												
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時																																												
		対応	備考	対応	備考																																											
略																																																
<del>(削除)</del>																																																
		略	略																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前					修正後					備考	
		市民経済局	略	略	略	略	市民経済局	略	略	略	略		
		観光案内所	継続		休館		<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>		<del>(削除)</del>			
		市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、名古屋ポストン美術館、能楽堂、国際会議場、中小企業振興会館、国際展示場、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化センター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、名古屋城、栄サービスセンター	休館		休館		<del>(削除)</del> 中小企業振興会館、 <del>(削除)</del> 市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化センター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、 <del>(削除)</del> 栄サービスセンター	休館		休館			
							観光案内所	継続		休館			
							観光文化交流局	名古屋国際センター（会議室等）、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、名古屋ポストン美術館、能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち撞木館	休園・休館		休園・休館		

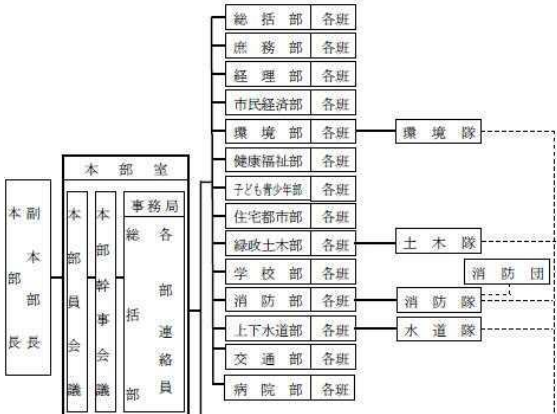
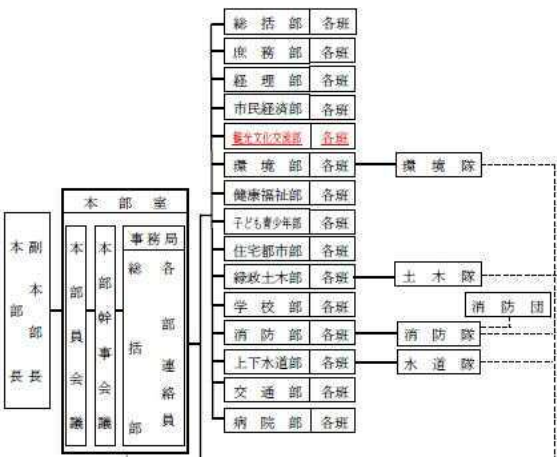
地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																												
		<table border="1"> <tr><td colspan="6">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">住宅都市局</td> <td>名古屋都市センター、<del>揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館</del>、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸</td> <td>休園・休館</td> <td></td> <td>休園・休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校体育センター、中村・熱田・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>区役所講堂、地区会館、生涯学習センター</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> </table>	略						住宅都市局	名古屋都市センター、 <del>揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館</del> 、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸	休園・休館		休園・休館		略	略	略	略	略	略						教育委員会	略	略	略	略	略	学校体育センター、中村・熱田・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）	休館		休館		略						区	区役所講堂、地区会館、生涯学習センター	休館		休館		<table border="1"> <tr><td colspan="6">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">住宅都市局</td> <td>名古屋都市センター、<del>(削除)</del>旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸</td> <td>休園・休館</td> <td></td> <td>休園・休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校体育センター、<del>千種・東・北・西</del>・中村・<del>中・昭和・瑞穂</del>・熱田・<del>守山</del>・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>区役所講堂、地区会館、生涯学習センター（<del>中川・港・南・緑・天白</del>に限る。）</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> </table>	略						住宅都市局	名古屋都市センター、 <del>(削除)</del> 旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸	休園・休館		休園・休館		略	略	略	略	略	略						教育委員会	略	略	略	略	略	学校体育センター、 <del>千種・東・北・西</del> ・中村・ <del>中・昭和・瑞穂</del> ・熱田・ <del>守山</del> ・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）	休館		休館		略						区	区役所講堂、地区会館、生涯学習センター（ <del>中川・港・南・緑・天白</del> に限る。）	休館		休館		
略																																																																																																
住宅都市局	名古屋都市センター、 <del>揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館</del> 、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸	休園・休館		休園・休館																																																																																												
	略	略	略	略	略																																																																																											
略																																																																																																
教育委員会	略	略	略	略	略																																																																																											
	学校体育センター、中村・熱田・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）	休館		休館																																																																																												
略																																																																																																
区	区役所講堂、地区会館、生涯学習センター	休館		休館																																																																																												
略																																																																																																
住宅都市局	名古屋都市センター、 <del>(削除)</del> 旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸	休園・休館		休園・休館																																																																																												
	略	略	略	略	略																																																																																											
略																																																																																																
教育委員会	略	略	略	略	略																																																																																											
	学校体育センター、 <del>千種・東・北・西</del> ・中村・ <del>中・昭和・瑞穂</del> ・熱田・ <del>守山</del> ・名東生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター（分館含む。）	休館		休館																																																																																												
略																																																																																																
区	区役所講堂、地区会館、生涯学習センター（ <del>中川・港・南・緑・天白</del> に限る。）	休館		休館																																																																																												
50	96	<p>第5節 災害警戒本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1～2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <p>略</p>	<p>第5節 災害警戒本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1～2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <p>略</p>																																																																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考												
		略	通知の手段	責任者	略	通知の手段	責任者	対策の整理												
		略	略	略	略	略	略													
		略	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略	略	<del>(削除)</del> 災害対策支援情報ネットワーク、 <del>(削除)</del> ファクシミリ	略													
		略	略	略	略	略	略													
		第2 略			第2 略															
51	99	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置及び廃止の通知</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>通知、公表先</td> <td>通知及び公表の手段</td> <td>責任者</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>			通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略	略	略	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置及び廃止の通知</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>通知、公表先</td> <td>通知及び公表の手段</td> <td>責任者</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>			通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略	略	略	誤記の修正
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																		
略	略	略																		
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																		
略	略	略																		
								対策の整理												

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<table border="1"> <tr> <td>区本部</td> <td>庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関を通じて公表</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区本部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略	略	略	略	住民	報道機関を通じて公表	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>区本部</td> <td>(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区本部	(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ	略	略	略	略	住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
区本部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略																																						
略	略	略																																						
住民	報道機関を通じて公表	略																																						
略	略	略																																						
略	略	略																																						
略	略	略																																						
区本部	(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ	略																																						
略	略	略																																						
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	略																																						
略	略	略																																						
略	略	略																																						
略	略	略																																						
		<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1 本部組織図</p> 	<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1 本部組織図</p> 	<p>組織の改正</p>																																				
		<p>2 略</p>	<p>2 略</p>																																					



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																
		<p>3 本部員等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="465 472 1003 571"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>市民経済局長</td> <td>環境局長</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>4～7 略</p> <p>◎別表1-6-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="416 775 992 1082"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>庶務部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>	本部員				略	市民経済局長	環境局長	略	略				略				庶務部	略	略	1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略	略				市民経済部	略	略	略					<p>3 本部員等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1088 472 1626 571"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>市民経済局長</td> <td><u>観光文化交流局長</u></td> <td>環境局長 略</td> </tr> </table> <p>4～7 略</p> <p>◎別表1-6-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="1039 775 1632 1362"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>庶務部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 <u>(削除)</u>  <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> <u>男女平等参画に関すること</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>観光文化交流部</u></td> <td><u>観光文化交流局</u></td> <td><u>観光文化交流局長</u></td> <td><u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u></td> </tr> </table>	本部員				略	市民経済局長	<u>観光文化交流局長</u>	環境局長 略	略				略				庶務部	略	略	1～6 略 <u>(削除)</u>  <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> <u>男女平等参画に関すること</u>	略				市民経済部				<u>観光文化交流部</u>	<u>観光文化交流局</u>	<u>観光文化交流局長</u>	<u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u>	
本部員																																																																				
略	市民経済局長	環境局長	略																																																																	
略																																																																				
略																																																																				
庶務部	略	略	1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略																																																																	
略																																																																				
市民経済部	略	略	略																																																																	
本部員																																																																				
略	市民経済局長	<u>観光文化交流局長</u>	環境局長 略																																																																	
略																																																																				
略																																																																				
庶務部	略	略	1～6 略 <u>(削除)</u>  <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> <u>男女平等参画に関すること</u>																																																																	
略																																																																				
市民経済部																																																																				
<u>観光文化交流部</u>	<u>観光文化交流局</u>	<u>観光文化交流局長</u>	<u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u>																																																																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考																													
		環境部	略	略	略	環境部																																	
52	111	第7節 初動活動体制 ◎計画表 1-7-1 防災活動体制及び配備基準 1 略 2 配備種別				第7節 初動活動体制 ◎計画表 1-7-1 防災活動体制及び配備基準 1 略 2 配備種別				文言の整理  標記の整理																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>略</td> <td>(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「<u>愛知県沿岸</u>」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>はん濇</u>注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>はん濇</u>警戒情報又は <u>はん濇</u>危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備</td> <td>1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>はん濇</u>発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事象等	体制	準備	略	略	第1非常配備		略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>愛知県沿岸</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略	第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略	略	第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 警戒情報又は <u>はん濇</u> 危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略	略	第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>略</td> <td>(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「<u>高潮</u>」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>氾濫</u>注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>氾濫</u>警戒情報又は <u>氾濫</u>危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備</td> <td>1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (<u>氾濫</u>発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事象等	体制	準備	略	略	第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>高潮</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略	第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略	略	第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 警戒情報又は <u>氾濫</u> 危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略	略	第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略
配備種別	事象等	体制																																					
準備	略	略																																					
第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>愛知県沿岸</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略																																					
第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略	略																																					
第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 警戒情報又は <u>はん濇</u> 危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略	略																																					
第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>はん濇</u> 発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略	略																																					
配備種別	事象等	体制																																					
準備	略	略																																					
第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>高潮</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略																																					
第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 注意情報) が発せられたとき (注7) 4～5 略	略																																					
第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 警戒情報又は <u>氾濫</u> 危険情報) が発せられたとき (注9) 5～7 略	略																																					
第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 ( <u>氾濫</u> 発生情報) が発せられたとき (注10) 3～5 略	略																																					
		別表 1 水防警報が発せられる河川名				別表 1 水防警報が発せられる河川名																																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																								
		<p>等及び配備該当局（部）・区本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">国土交通大臣の発する水防警報</th> <th colspan="3">愛知県知事の発する水防警報</th> </tr> <tr> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>愛知県 沿岸 (名古屋市)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報			河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	愛知県 沿岸 (名古屋市)	略	略	<p>等及び配備該当局（部）・区本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">国土交通大臣の発する水防警報</th> <th colspan="3">愛知県知事の発する水防警報</th> </tr> <tr> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>高潮 (名古屋市)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報			河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	高潮 (名古屋市)	略	略	<p>文言の整理</p>
国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報																																																																									
河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略	略	略	愛知県 沿岸 (名古屋市)	略	略																																																																							
国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報																																																																									
河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略	略	略	高潮 (名古屋市)	略	略																																																																							
53	130	<p>第8節 情報連絡活動</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報等の収集</p> <p>津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>伝達手段（左から優先活用順）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>災害対策支援情報ネットワーク、<del>庁内放送、無線ファクシミリ</del>、ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑬</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p>	区分	伝達手段（左から優先活用順）	①～③	略	④	災害対策支援情報ネットワーク、 <del>庁内放送、無線ファクシミリ</del> 、ファクシミリ	⑤～⑬	略	<p>第8節 情報連絡活動</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報等の収集</p> <p>津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>伝達手段（左から優先活用順）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>災害対策支援情報ネットワーク、<del>(削除)</del>ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑬</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p>	区分	伝達手段（左から優先活用順）	①～③	略	④	災害対策支援情報ネットワーク、 <del>(削除)</del> ファクシミリ	⑤～⑬	略	<p>対策の整理</p>																																																								
区分	伝達手段（左から優先活用順）																																																																											
①～③	略																																																																											
④	災害対策支援情報ネットワーク、 <del>庁内放送、無線ファクシミリ</del> 、ファクシミリ																																																																											
⑤～⑬	略																																																																											
区分	伝達手段（左から優先活用順）																																																																											
①～③	略																																																																											
④	災害対策支援情報ネットワーク、 <del>(削除)</del> ファクシミリ																																																																											
⑤～⑬	略																																																																											

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 無線電話</p> <p>(1) 無線電話の統制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防無線、<u>上下水道無線</u>の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。</p>	<p>1 無線電話</p> <p>(1) 無線電話の統制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防無線、<u>上下水道局MCA無線</u>の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。</p>	標記の整理
54	144	<p>第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、<u>庶務部</u>が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。</p>	<p>第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、<u>観光文化交流部</u>が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。</p>	組織の改正

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略 第2 略	略 第2 略	
55	148	<p>第10節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p><u>(1)</u> 本市における適用基準世帯数一覧表 (災害救助法施行令第1条第1項による)</p> <p><u>(2)</u> 被害世帯数の算定 災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（<u>昭和43年6月14日付結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知、第4節情報連絡活動被害判定基準参照</u>）に基づき、被害世帯数を算定する。</p> <p>第2 救助の種類 災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間（一般基準）は、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準（<u>平成12年3月31日厚生省告示第144号</u>）</p>	<p>第10節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p><u>1</u> 本市における適用基準世帯数一覧表 (災害救助法施行令第1条第1項による)</p> <p><u>2</u> 被害世帯数の算定 災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（<u>平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知</u>）に基づき、被害世帯数を算定する。</p> <p>第2 救助の種類 災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間（一般基準）は、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準（<u>平成25年10月1日内閣府告示第228号</u>）</p>	誤記修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>に従い、県知事が定めることとなっている （昭和40年10月29日愛知県規則第60号）。</p> <p>また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が<u>厚生労働大臣</u>と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。</p> <p><u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略</p> <p>第3 救助の実施</p> <p><u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略</p>	<p>に従い、県知事が定めることとなっている （昭和40年10月29日愛知県規則第60号）。</p> <p>また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が<u>内閣総理大臣</u>と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。</p> <p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略</p> <p>第3 救助の実施</p> <p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p>	

地震災害対策計画編

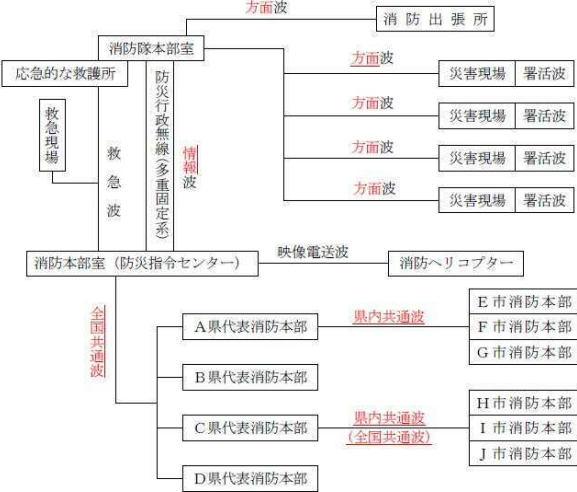
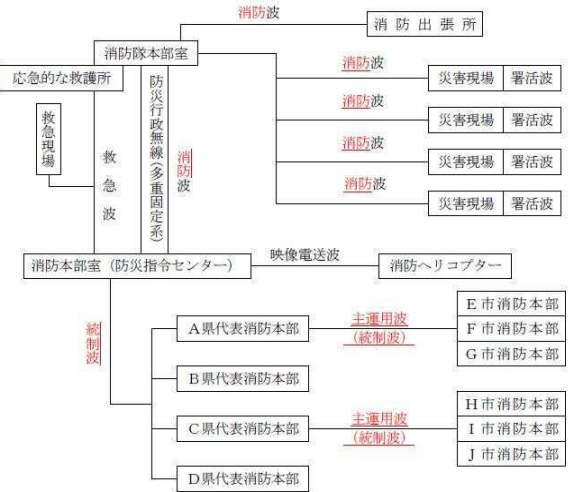
連番	頁	修正前	修正後	備考
56	161	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動 【 消 防 活 動 】 略 第1 消防活動の目標 略 1～3 略 4 救急活動 略 傷病者の搬送にあつては、医療<u>関係</u>情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から<u>の</u>搬送を実施する。 5 水防活動 地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者又はため池等の管理者が実施することとし、<u>総括部</u>は火災、救急救助事故の発生が限定されたと判断された場合に、それぞれの管理者と協力して水防活動にあたる。 第2、第3 略 第4 消防部隊の運用 消防部隊運用は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、弾力的な部隊運用を実施するた</p>	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動 【 消 防 活 動 】 略 第1 消防活動の目標 略 1～3 略 4 救急活動 略 傷病者の搬送にあつては、医療<u>(削除)</u>情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から <u>(削除)</u>搬送を実施する。 5 水防活動 地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者又はため池等の管理者が実施することとし、<u>消防部</u>は火災、救急救助事故の発生が限定されたと判断された場合に、それぞれの管理者と協力して水防活動にあたる。 第2、第3 略 第4 消防部隊の運用 消防部隊運用は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、弾力的な部隊運用を実施するた</p>	<p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>め、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。</p> <p><u>なお、震災発生時には、事前計画に基づき、各消防隊長に部隊運用業務を一時的に委ねる。</u></p> <p>1 <u>消防本部室における</u>部隊運用の基本方針</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 消防隊の<u>部隊</u>運用</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 救急活動は、医療<u>関係</u>情報及び医療機関の受入れ体制を考慮し、救急<u>部隊</u>の効率的運用を図る。</p> <p>3 略</p> <p>第5 消防部隊活動要領</p> <p>1、2 略</p> <p>3 救急隊の運用要領</p> <p>略</p> <p><u>なお、医療機関情報が判明した以降については、負傷者の搬送を実施する。</u></p> <p>第6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>風水害時における無線通信系統は次</p>	<p>め、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 <u>(削除)</u> 部隊運用の基本方針</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 消防<u>部隊</u>の <u>(削除)</u> 運用</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 救急活動は、医療 <u>(削除)</u> 情報及び医療機関の受入れ体制を考慮し、救急 <u>(削除)</u> 隊の効率的運用を図る。</p> <p>3 略</p> <p>第5 消防部隊活動要領</p> <p>1、2 略</p> <p>3 救急隊の運用要領</p> <p>略</p> <p><u>なお、医療機関の受入れ体制を把握したのち、負傷者の搬送を実施する。</u></p> <p>第6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>風水害時における無線通信系統は次</p>	



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>のとおりとする。</p>  <p>(1) 防災行政無線（多重固定系） 消防本部室と消防隊本部室の間の 連絡手段に使用する。</p> <p>(2) 消防無線 <u>ア 情報波</u> 原則として、<u>方面波及び防災行政無線（多重固定系）のサブ系統に使用する。</u> <u>イ 方面波</u> 略 <u>ウ 署活波</u></p>	<p>のとおりとする。</p>  <p>(1) 防災行政無線（多重固定系） 消防本部室と消防隊本部室の間の 連絡手段に使用する。</p> <p>(2) 消防無線 <u>(削除)</u> <u>ア 消防波</u> 略 <u>イ 署活波</u></p>	<p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p><u>エ</u> <u>県内共通波</u></p> <p>略</p> <p><u>オ</u> <u>全国共通波</u></p> <p>各県応援部隊と消防本部室及び、<u>県内共通波</u>が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。</p> <p><u>カ</u> 映像伝送波</p> <p>略</p> <p><u>キ</u> 救急波</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7 略</p> <p>【 水 防 活 動 】</p> <p>略</p> <p>【 津 波 対 策 】</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p><u>ウ</u> <u>主運用波</u></p> <p>略</p> <p><u>エ</u> <u>統制波</u></p> <p>各県応援部隊と消防本部室及び、<u>主運用波</u>が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。</p> <p><u>オ</u> 映像電送波</p> <p>略</p> <p><u>カ</u> 救急波</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7 略</p> <p>【 水 防 活 動 】</p> <p>略</p> <p>【 津 波 対 策 】</p> <p>略</p>	
57	173	<p>第13節 避難</p> <p>略</p>	<p>第13節 避難</p> <p>略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難勧告・指示の基準</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1 事前対策</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 国、地方公共団体、関係事業所等は、<u>都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域</u></p>	<p>第1 避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難勧告・指示の基準</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1 事前対策</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 国、地方公共団体、関係事業所等は、<u>(削除)人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、(削除)都市再生安全確保計画等の作成に努め、官民連携による(削除)安全確保策を進めるものとする。なお、名古屋駅周辺地区においては、「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、一時退避場所、退避施設等の確保を始めとする、</u></p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>の安全確保策を進めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p><u>必要な安全確保策を実施する。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>第8 広域一時滞在に係る協議</u></p> <p><u>災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	
58	181	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、<u>中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンター</u>で救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。</p>	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、<u>(削除)</u>厚生院・総合リハビリテーションセンターで救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。<u>また、救護班において看護職員を必要</u></p>	<p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2)～(4) 略                      2 略                      第2～第4 略                      第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給                      1 医薬品・衛生材料等の調達                      (1)、(2) 略                      (3) 市災害対策本部                      ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品・<u>衛生材料等</u>を使用する。                      イ～エ 略                      (4) 略                      2、3 略                      〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕                      図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋市薬剤師会に備蓄する医薬品・<u>衛生材料等</u>を使用する。</p> </div>	<p><u>とする場合には、中央看護専門学校より看護職員（専任教員）の派遣を行う。</u>                      (2)～(4) 略                      2 略                      第2～第4 略                      第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給                      1 医薬品・衛生材料等の調達                      (1)、(2) 略                      (3) 市災害対策本部                      ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品 <u>(削除)</u>を使用する。                      イ～エ 略                      (4) 略                      2、3 略                      〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕                      図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋市薬剤師会<u>への委託により</u>備蓄する医薬品 <u>(削除)</u>を使用する。</p> </div>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		【 保 健 衛 生 】 略	【 保 健 衛 生 】 略	
59	191	<p>第 15 節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第 1 車両等の調達</p> <p>1～2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貨物自動車</p> <p>愛知県トラック協会から運送協定に基づき調達する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>第 2～4 略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p>	<p>第 15 節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第 1 車両等の調達</p> <p>1～2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貨物自動車</p> <p>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店から運送協定に基づき調達する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>第 2～4 略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1～第8 略</p> <p>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</p> <p>1 略</p> <p>2 車両等の占有者等への周知                      緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第76条の6第2項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対し当該指定について周知するものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第1～第8 略</p> <p>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</p> <p>1 略</p> <p>2 車両等の占有者等への周知                      緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第76条の6第2項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、<u>(公財)</u>日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対し当該指定について周知するものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>標記の修正</p>
60	200	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給                      略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 物資集配拠点                      (1)、(2) 略                      (3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所へ</p>	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給                      略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 物資集配拠点                      (1)、(2) 略                      (3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所へ</p>	<p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>の輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 略</p> <p>また、外国からの物資の受入れについては、<u>庶務部秘書班</u>と物資班が連携をとって実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>の輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社<u>名古屋支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 略</p> <p>また、外国からの物資の受入れについては、<u>観光文化交流部観光交流班</u>と物資班が連携をとって実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>組織の改正</p>
61	205	<p>第17節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p>	<p>第17節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p>	



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>庶務部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	略	略	庶務部	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	略	略	観光文化交流部	略	略	略	組織の改正
担当部	分担任務																			
略	略																			
庶務部	略																			
略	略																			
担当部	分担任務																			
略	略																			
観光文化交流部	略																			
略	略																			
		<p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 庶務部秘書班は健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) (1)(2)の指示をうけて区本部は相互に連携し分担任務を実施する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難所における生活の確保 要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、</p>	<p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は、共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) (1)(2)の指示をうけて区本部は、相互に連携し分担任務を実施する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難所における生活の確保 要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、</p>																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>庶務部</u>、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に<u>建設</u>を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>観光文化交流部</u>、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に<u>設置</u>を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>標記の整理</p>
62	208	<p>第18節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容</p>	<p>第18節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1～3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、<u>消防部消防隊</u>に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 葬祭用品の調達 略</p> <p>1 調達する葬祭用品</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他必要と認めるもの 特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数 <u>及び市営</u>八事斎場の火葬能力を勘案し必要量を確保する。</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、<u>消防本部室</u>に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 葬祭用品の調達 略</p> <p>1 調達する葬祭用品</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他必要と認めるもの 特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数 <u>並びに八事斎場及び第二斎場（以下「市立斎場」という。）</u>の火葬能力を勘</p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 調達方法            社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。            略</p> <p>3 搬入場所            調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市営八事斎場に搬入する。</p> <p>[葬祭用品調達の流れ]            図中            市営八事斎場</p> <p>第5 遺体の輸送            [遺体輸送の流れ]            図中            市営八事斎場</p> <p>第6 遺体の火葬            1 火葬の方法            (1) 略</p>	<p>案し必要量を確保する。</p> <p>2 調達方法            一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。            略</p> <p>3 搬入場所            調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市立斎場に搬入する。</p> <p>[葬祭用品調達の流れ]            図中            市立斎場</p> <p>第5 遺体の輸送            [遺体輸送の流れ]            図中            市立斎場</p> <p>第6 遺体の火葬            1 火葬の方法            (1) 略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考						
		<p>(2) 遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 火葬の場所 火葬は、<u>市営八事</u>斎場で行う。 ただし、<u>市営八事</u>斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。</p> <p>3 <u>市営八事</u>斎場における火葬体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>班 数</th> <th>稼 働 火 炉 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人 (1班25人)</td> <td>2</td> <td>46基</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、班の編成を行う場合、不足する人員については、健康福祉部職員の派遣及び他都市応援職員等の協力を得て行うものとする。</u></p>	構 成 員	班 数	稼 働 火 炉 数	50人 (1班25人)	2	46基	<p>(2) <u>原則</u>、遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 火葬の場所 火葬は、<u>市立</u>斎場で行う。 ただし、<u>市立</u>斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。</p> <p>3 <u>市立</u>斎場における火葬体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(削除)</p> </div> <p><u>健康福祉部長は、区本部長から報告された遺体数及び市立斎場の火葬体制を勘案し、健康福祉部職員及び協力を得られた他都市応援職員等、必要な人員を市立斎場に派遣する。</u></p>	<p>対策の整理</p>
構 成 員	班 数	稼 働 火 炉 数								
50人 (1班25人)	2	46基								
63	215	<p>第19節 ごみ・し尿・災害廃棄物 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 し尿処理</p>	<p>第19節 ごみ・し尿・災害廃棄物 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 し尿処理</p>							

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 計画目標</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレ<u>を必要とする避難所</u>及び<u>その必要数</u>の把握に努める。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置<u>必要数</u>及び環境部の被害状況等に基づき作成する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>略</p> <p>本市の備蓄で不足する災害用トイレは、他都市の応援及び協定を締結している民間事業者から<u>必要数</u>を調達することとする。</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>1 計画目標</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの<u>設置状況</u>及び<u>不足数</u>の把握に努める。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置<u>状況</u>及び環境部の被害状況等に基づき作成する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>略</p> <p>本市の備蓄で不足する災害用トイレは、<u>被害の少ない地域の避難所からの移送又は</u>他都市の応援及び協定を締結している民間事業者から<u>(削除)</u>調達することにより<u>確保</u>する。</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考		
			車両数	人員	最大収集能力		車両数		人員	最大収集能力
		1回 当たり	26台	56人 (市職員のみ)	49.5_kℓ	1回 当たり	27台	58人 (市職員のみ)	32.9_kℓ	時点修正
		才略 (4)～(6) 略 第3 災害廃棄物処理 1～2 略 3 協力体制 (1)～(2) 略 (3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分 ア 災害廃棄物の破砕処理 イ、ウ 略 災害廃棄物処理の基本的流れ 図中 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         倒壊建物の解体等による災害廃棄物                     </div> 図中 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         中間処理施設                          (破砕・圧縮等)                     </div>			才略 (4)～(6) 略 第3 災害廃棄物処理 1～2 略 3 協力体制 (1)～(2) 略 (3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分 ア 災害廃棄物の破砕・選別処理 イ、ウ 略 災害廃棄物処理の基本的流れ 図中 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         被災建物の解体等による災害廃棄物                     </div> 図中 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         中間処理施設                          (破砕・選別等)                     </div>			標記の整理		
64	219	第20節 住宅等応急対策 震災により住家が全壊(焼)又は流出し、			第20節 住宅等応急対策 震災により住家が全壊(焼)又は流出し、			標記の整理		

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に<u>各種の建設条件及び建設戸数の配分等を考慮し</u>、応急仮設住宅を<u>建設</u>するとともに住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1 基本方針</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、<u>災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。</u></p> <p><u>その際早急に</u>応急仮設住宅の<u>建設</u>に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</p> <p>2 応急仮設住宅の概要</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として</u></p>	<p>自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に<u>(削除)</u>、応急仮設住宅を<u>設置</u>するとともに住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1 基本方針</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的として<u>いる。</u>災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなつて<u>おり、その供与方法は、建設又は賃貸住宅の借り上げによる。</u></p> <p><u>(削除)</u> 応急仮設住宅の<u>設置</u>を早急に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</p> <p>2 応急仮設住宅の概要</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>借上げること</u>も可能である。</p> <p>3 本市が実施する事務            応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。</p> <p>4～8 略</p> <p>9 その他            (1) 災害救助法が適用されず応急仮設住宅を<b>建設</b>する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の障害物除去            略</p> <p>1 災害救助法に基づく障害物除去の実施</p>	<p>3 本市が実施する事務            応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。</p> <p><u>また、賃貸住宅の借り上げについても、愛知県と調整を行う。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>9 その他            (1) <u>住宅都市部長は、</u>災害救助法が適用されず応急仮設住宅を<b>設置</b>する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の障害物除去            略</p> <p>1 災害救助法に基づく障害物除去の実施</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>住宅都市部長は、<u>県</u>の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>住宅都市部長は、<u>県から事務を委任された場合</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	
65	223	<p>第21節 文教対策</p> <p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨学措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校授業料<u>等</u>の減免</p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき授業料<u>等</u>の減免措置を講ずる。</p> <p>5 略</p>	<p>第21節 文教対策</p> <p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨学措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校授業料<u>(削除)</u>の減免</p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき授業料<u>(削除)</u>の減免措置を講ずる。</p> <p>5 略</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																									
		第2 略	第2 略																																																										
66	226	<p>第22節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(公財)名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>市長室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 受入れ体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害ボランティアセンターの設置 (1)～(4) 略 (5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの派遣・活動を</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	(公財)名古屋国際センター	略	市長室	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>第22節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(公財)名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>観光文化交流局</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 受入れ体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害ボランティアセンターの設置 (1)～(4) 略 (5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの調整・活動を</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	(公財)名古屋国際センター	略	観光文化交流局	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>組織の改正</p> <p>対策の整理</p>
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
(公財)名古屋国際センター	略	市長室																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
(公財)名古屋国際センター	略	観光文化交流局																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											
略	略	略																																																											

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>行う。</p> <p>第5 活動支援 略</p> <p>1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。</p> <p>また、ボランティアの活動にあつては、<u>保険に加入させる</u>とともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。</p> <p>2 略</p>	<p>行う。</p> <p>第5 活動支援 略</p> <p>1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。</p> <p>また、ボランティアの活動にあつては、<u>ボランティア活動保険の加入案内を行う</u>とともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。</p> <p>2 略</p>	標記の整理
67	233	<p>第24節 区の応急対策活動</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1、2 略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の入手</p> <p>地震・津波に関する情報は、災害対</p>	<p>第24節 区の応急対策活動</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1、2 略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の入手</p> <p>地震・津波に関する情報は、災害対</p>	標記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>策支援情報ネットワークシステム、<u>庁内放送、無線ファクシミリ</u>又はファクシミリにより入手する。</p> <p>(3) 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、<u>庶務部秘書班</u>（必要に応じ、(公財)名古屋国際センター)に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。</p> <p>略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p>	<p>策支援情報ネットワークシステム(<u>削除</u>)又はファクシミリにより入手する。</p> <p>(3) 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、<u>観光文化交流部観光交流班</u>(必要に応じ、(公財)名古屋国際センター)に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。</p> <p>略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p>	<p>組織の改正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する（総括部経由）。</p> <p>なお、調達依頼の手続等については、「第15節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。</p> <p>第10～第12 略</p>	<p>ウ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する（総括部経由）。</p> <p>なお、調達依頼の手続等については、「第15節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。</p> <p>第10～第12 略</p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の整理</p>
68	249	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p>	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>(1) 略</p> <p>(2) 広報、相談活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談活動</p> <p>警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>別記様式 1-25-2 緊急通行車両等届出書様式中</p> <table border="1" data-bbox="416 858 1003 935"> <tr> <td>通行日時</td> <td>年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで</td> </tr> </table> <p>別記 1-25-3 緊急通行車両確認証明書様式中</p> <table border="1" data-bbox="416 1058 1003 1134"> <tr> <td>通行日時</td> <td>年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで</td> </tr> </table>	通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで	通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで	<p>(1) 略</p> <p>(2) 広報、相談活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談活動</p> <p>警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>別記様式 1-25-2 緊急通行車両等届出書様式中</p> <table border="1" data-bbox="1039 858 1626 935"> <tr> <td>通行日時</td> <td>(削除)</td> </tr> </table> <p>別記 1-25-3 緊急通行車両確認証明書様式中</p> <table border="1" data-bbox="1039 1058 1626 1134"> <tr> <td>通行日時</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	通行日時	(削除)	通行日時	(削除)	<p>標記の整理</p>
通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで											
通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで											
通行日時	(削除)											
通行日時	(削除)											
69	260	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>第1 給水対策</p> <p>略</p>	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>第1 給水対策</p> <p>略</p>									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																
		<p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力</p> <p>給水能力－1 (配水池等の貯水量)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表 略</p> <p>給水能力－2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表 略</p> <p>給水能力－3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮設給水栓</td> <td>16 栓</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>136 基 (544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td><u>250 基 (1,000)</u></td> </tr> <tr> <td><del>携帯型 2 栓</del></td> <td><del>182 基 (364)</del></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地 下 式 給 水 栓</td> <td><u>267</u> か所 (<u>1,068</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力－4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名		数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓		14 か所 (148)	仮設給水栓	16 栓	12 基 (192)	4 栓	136 基 (544)	携帯型 4 栓	<u>250 基 (1,000)</u>	<del>携帯型 2 栓</del>	<del>182 基 (364)</del>	地 下 式 給 水 栓		<u>267</u> か所 ( <u>1,068</u> )	資 機 材 名	数 量	備考	応 急 給 水 槽	100	略	<p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力</p> <p>給水能力－1 (配水池等の貯水量)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表 略</p> <p>給水能力－2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表 略</p> <p>給水能力－3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮設給水栓</td> <td>16 栓</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>136 基 (544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td><u>432 基 (1,728)</u></td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地 下 式 給 水 栓</td> <td><u>376</u> か所 (<u>1,504</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力－4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名		数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓		14 か所 (148)	仮設給水栓	16 栓	12 基 (192)	4 栓	136 基 (544)	携帯型 4 栓	<u>432 基 (1,728)</u>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	地 下 式 給 水 栓		<u>376</u> か所 ( <u>1,504</u> )	資 機 材 名	数 量	備考	応 急 給 水 槽	100	略	<p>時点修正</p>
資 機 材 名		数 量 (給水栓数)																																																		
常 設 給 水 栓		14 か所 (148)																																																		
仮設給水栓	16 栓	12 基 (192)																																																		
	4 栓	136 基 (544)																																																		
	携帯型 4 栓	<u>250 基 (1,000)</u>																																																		
	<del>携帯型 2 栓</del>	<del>182 基 (364)</del>																																																		
地 下 式 給 水 栓		<u>267</u> か所 ( <u>1,068</u> )																																																		
資 機 材 名	数 量	備考																																																		
応 急 給 水 槽	100	略																																																		
資 機 材 名		数 量 (給水栓数)																																																		
常 設 給 水 栓		14 か所 (148)																																																		
仮設給水栓	16 栓	12 基 (192)																																																		
	4 栓	136 基 (544)																																																		
	携帯型 4 栓	<u>432 基 (1,728)</u>																																																		
	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>																																																		
地 下 式 給 水 栓		<u>376</u> か所 ( <u>1,504</u> )																																																		
資 機 材 名	数 量	備考																																																		
応 急 給 水 槽	100	略																																																		



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考
		飲料水自動袋詰装置(固定)	1	略	飲料水自動袋詰装置(固定)	1	略	標記の整理
		簡易ポリエチレン容器	102,000	略	簡易ポリエチレン容器	99,000	略	
		ろ過器	16	略	ろ過器	16	略	
		第2 水道施設対策			第2 水道施設対策			
		1~4 略			1~4 略			
		5 応急措置			5 応急措置			
		(1)、(2) 略			(1)、(2) 略			
		(3) 有線通信施設が不通の場合			(3) 有線通信施設が不通の場合			
		<u>上下水道無線システム</u> や衛星携帯電話を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。			<u>MCA無線</u> や衛星携帯電話を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。			
		(4)、(5) 略			(4)、(5) 略			
		第3 略			第3 略			
		【下水道施設応急対策】			【下水道施設応急対策】			
		略			略			
		【電信電話施設応急復旧計画(西日本電信電話株式会社)】			【電信電話施設応急復旧計画(西日本電信電話株式会社)】			
		略			略			
		【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】			【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】			
		第1 ガス施設の現況			第1 ガス施設の現況			

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																												
		<p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の <b>53</b> 市 <b>19</b> 町 1 村の約 <b>236</b> 万戸に対しガスを供給している。</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 ガスホルダー設置数 (平成 <b>26</b> 年 4 月)</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 ガス製造施設</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(平成 26 年 4 月)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ガス発生設備</th> <th colspan="2">公 称 能 力</th> <th colspan="2">ガスホルダー</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>基 数</th> <th>原 料</th> <th>処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算</th> <th>容 量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多熱源センター</td> <td>LPG 増熱器</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>4,936 t</td> <td>5,419,000</td> <td>14,500</td> <td>1 基</td> <td>知多市 北浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多 LNG 共同基地</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>14 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>21,672 t</td> <td>26,298,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市 南浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多緑浜工場</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>8 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>23,040 t</td> <td>27,559,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市 緑浜町 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LNG 気化装置</td> <td>6 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>6,240 t</td> <td>7,638,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四日市工場</td> <td>LPG 気化装置</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>360 t</td> <td>396,000</td> <td></td> <td></td> <td>四日市 市藤 1-22 の 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 増熱器</td> <td>2 基</td> <td>プロパン</td> <td>716 t</td> <td>784,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津 LNG ステーション※</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>7 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>648 t</td> <td>776,900</td> <td></td> <td></td> <td>津市 出願管町 6-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 増熱器</td> <td>1 基</td> <td>ブタン</td> <td>45 t</td> <td>45,900</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ガス発生設備		公 称 能 力		ガスホルダー		所在地	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数	知多熱源センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,419,000	14,500	1 基	知多市 北浜町 23	知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市 南浜町 23	知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040 t	27,559,000			知多市 緑浜町 1		LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,638,000				四日市工場	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	396,000			四日市 市藤 1-22 の 5		LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	784,000				津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	776,900			津市 出願管町 6-1		LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	45,900				<p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の <b>54</b> 市 <b>20</b> 町 1 村の約 <b>238</b> 万戸に対しガスを供給している。</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 ガスホルダー設置数 (平成 <b>28</b> 年 4 月)</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 ガス製造施設</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(平成 28 年 4 月)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ガス発生設備</th> <th colspan="2">公 称 能 力</th> <th colspan="2">ガスホルダー</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>基 数</th> <th>原 料</th> <th>処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算</th> <th>容 量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多熱源センター</td> <td>LPG 増熱器</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>4,936 t</td> <td>5,536,000</td> <td>14,500</td> <td>1 基</td> <td>知多市 北浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多 LNG 共同基地</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>14 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>21,672 t</td> <td>26,298,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市 南浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多緑浜工場</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>8 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>23,040 t</td> <td>28,197,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市 緑浜町 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LNG 気化装置</td> <td>6 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>6,240 t</td> <td>7,638,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四日市工場</td> <td>LPG 気化装置</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>360 t</td> <td>404,000</td> <td></td> <td></td> <td>四日市 市藤 1-22 の 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 増熱器</td> <td>2 基</td> <td>プロパン</td> <td>716 t</td> <td>802,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津 LNG ステーション※</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>7 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>648 t</td> <td>794,000</td> <td></td> <td></td> <td>津市 出願管町 6-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 増熱器</td> <td>1 基</td> <td>ブタン</td> <td>45 t</td> <td>49,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ガス発生設備		公 称 能 力		ガスホルダー		所在地	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数	知多熱源センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,536,000	14,500	1 基	知多市 北浜町 23	知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市 南浜町 23	知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040 t	28,197,000			知多市 緑浜町 1		LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,638,000				四日市工場	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	404,000			四日市 市藤 1-22 の 5		LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	802,000				津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	794,000			津市 出願管町 6-1		LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	49,000				時点修正
	ガス発生設備			公 称 能 力		ガスホルダー		所在地																																																																																																																																																																								
	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数																																																																																																																																																																										
知多熱源センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,419,000	14,500	1 基	知多市 北浜町 23																																																																																																																																																																								
知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市 南浜町 23																																																																																																																																																																								
知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040 t	27,559,000			知多市 緑浜町 1																																																																																																																																																																								
	LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,638,000																																																																																																																																																																											
四日市工場	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	396,000			四日市 市藤 1-22 の 5																																																																																																																																																																								
	LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	784,000																																																																																																																																																																											
津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	776,900			津市 出願管町 6-1																																																																																																																																																																								
	LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	45,900																																																																																																																																																																											
	ガス発生設備		公 称 能 力		ガスホルダー		所在地																																																																																																																																																																									
	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り) 36.05 M 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数																																																																																																																																																																										
知多熱源センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,536,000	14,500	1 基	知多市 北浜町 23																																																																																																																																																																								
知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市 南浜町 23																																																																																																																																																																								
知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040 t	28,197,000			知多市 緑浜町 1																																																																																																																																																																								
	LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,638,000																																																																																																																																																																											
四日市工場	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	404,000			四日市 市藤 1-22 の 5																																																																																																																																																																								
	LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	802,000																																																																																																																																																																											
津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	794,000			津市 出願管町 6-1																																																																																																																																																																								
	LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	49,000																																																																																																																																																																											
70	278	<p>第 27 節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p>	<p>第 27 節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p>																																																																																																																																																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「<u>災害救助規程</u>」に基づき、<u>非常本部</u>、<u>非常支部</u>、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p><u>非常本部</u>は本社に、<u>非常支部</u>は各輸送統括部に、又復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「<u>異例事態対応規程</u>」に基づき、<u>異例事態対策本部</u>、<u>現地対策本部</u>、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p><u>異例事態対策本部</u>は本社に、<u>現地対策本部</u>は各統括部に、又復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	規程の整理
71	291	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p>第1 り災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 り災者台帳の整備</p> <p>区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義</p>	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p>第1 り災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 り災者台帳の整備</p> <p>区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義</p>	標記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																		
		<p>援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「り災者台帳」(様式2-1-1)を整備する。</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(3) その他厚生労働大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	略	次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略	略	略	略	(3) その他厚生労働大臣が定める災害	略	略	<p>援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「り災者台帳」(様式2-1-1)を整備する。</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(3) その他内閣総理大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	略	次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略	略	略	略	(3) その他内閣総理大臣が定める災害	略	略											
種類	対象災害	対象者	支給額																																			
略	次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略	略	略																																			
略	(3) その他厚生労働大臣が定める災害	略	略																																			
種類	対象災害	対象者	支給額																																			
略	次の一つに該当する災害 (1) 略 (2) 略	略	略																																			
略	(3) その他内閣総理大臣が定める災害	略	略																																			
72	303	<p>第2節 災害復旧</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害復旧に伴う財政援助の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="2">国の財政援助等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市災害復旧事業 (街路、公園等、<u>下水道</u>、 都市排水施設)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道災害復旧事業</td> <td>予算補助※</td> <td>予算補助※</td> </tr> </tbody> </table>	事業	国の財政援助等		通常災害	激甚災害	略			都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>下水道</u> 、 都市排水施設)	略	略	略			上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	<p>第2節 災害復旧</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害復旧に伴う財政援助の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="2">国の財政援助等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市災害復旧事業 (街路、公園等、<u>(削除)</u> 都市排水施設)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道災害復旧事業</td> <td>予算補助※</td> <td>予算補助※</td> </tr> </tbody> </table>	事業	国の財政援助等		通常災害	激甚災害	略			都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>(削除)</u> 都市排水施設)	略	略	略			上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	標記の整理
事業	国の財政援助等																																					
	通常災害	激甚災害																																				
略																																						
都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>下水道</u> 、 都市排水施設)	略	略																																				
略																																						
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※																																				
事業	国の財政援助等																																					
	通常災害	激甚災害																																				
略																																						
都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>(削除)</u> 都市排水施設)	略	略																																				
略																																						
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※																																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後			備考
		略	災害等廃棄物処理事業費 補助金	同上	同上	
		略	略			